

○江南丹羽環境管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例

〔 令和 5 年 2 月 22 日
条 例 第 5 号 〕

改正 令和 7 年 3 月 4 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、江南丹羽環境管理組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 江南丹羽環境管理組合情報公開条例（平成 12 年条例第 6 号。以下「情報公開条例」という。）第 17 条、江南丹羽環境管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 7 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第 45 条及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、審査会を置く。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問実施機関 情報公開条例第 17 条の規定により審査会に諮問をした実施機関並びに個人情報保護法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした組合の機関（議会を除く）及び議会個人情報保護条例第 45 条の規定により審査会に諮問をした議会をいう。
- (2) 情報 情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する情報のうち、同条例第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定する開示決定等に係る情報をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項又は第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）及び議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報のうち、同条例第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 31 条第 1 項及び第 2 項、第 38 条第 1 項及び第 2 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 6 人以内で組織する。

- 2 委員は、情報の公開に関し識見を有する者のうちから、管理者が任命する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 管理者は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員として適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審査請求における審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、情報又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報又は保有個人情報の公開及び開示を請求することはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問に係る事案の審議を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、諮問実施機関の職員その他関係者(以下「審査請求人等」という。)から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第10条 審査会は、審査請求人等から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(調査審議手続きの非公開)

第11条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(諮問実施機関への意見)

第13条 審査会は、第2条に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報の保護に関する事項について、諮問実施機関に意見を述べることができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、庶務課において処理する。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第 16 条 第 4 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則 (令和 5 年 2 月 22 日条例第 5 号) 抄

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 4 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の行為の処罰については、なお従前の例による。